事故発生時対応マニュアル

株式会社　アーベル

令和６年４月１日

事故発生時対応マニュアル

1. 事故直後の初期対応

①　負傷者の確認と救助（負傷者の救護が第一！）

負傷者がいる場合は状況を確認し、救急車の手配をする。

負傷者の意識も呼吸もなければ、すぐさま人工呼吸などで蘇生措置を施すこと。

②　乗客がいれば、安全な場所へ誘導・避難

特に高速道路上では、ガードレールの外側（車両後方）へ速やかに避難させること。

③　誘発事故防止のための処置

ハザードランプの点灯、三角停止板・発炎筒などの適切な使用。また、車両が動く場合には安全な場所への移動。事故車両の移動中にも、負傷者の救護は同時並行で行うことが望ましい。

④　警察、消防への連絡

必ず、警察、消防へ連絡し、警察の事故処理係にその旨を伝えて指示を仰ぐ。

⑤　緊急事態発生連絡網に従い、各担当へ連絡

各担当へ連絡し、支持を仰ぐこと。乗客がいて、事故後の運行が不可能な場合は代車の手配等を依頼すること。また、保険会社からの指示に従い適切な対応をとること。

⑥　事故状況と相手の確認

事故現場の見取り図をできる限り詳しく書いておくこと。警察から現場住所を聴取し記録しておくこと。相手がいる場合は、氏名・住所・連絡先・登録番号・保険会社を確認しておくこと。また、携帯電話等で事故現場の撮影をしておくこと。

２．社内での対応

①　現場からの連絡に対して

連絡を運行管理者は、社長に一報を入れ、各担当者にも連絡すること。

②　状況の確認

負傷者の有無・現場の状況・乗客の有無等を確認し、現場に行く必要があるときは、直ちに総務部長が対応すること。また、乗客がいるときは、運行の継続ができるかどうか確認し、運行の継続ができない場合は、運行管理者は直ちに代車の手配をする。

③　重大事故発生時

重大事故発生時には、社長にも出社の要請をし、緊急対策本部を設置するとともに、現場へ人員を派遣し情報の収集を行う。

また、事故速報マニュアルに従い、事故の速報等の対応を速やかに行うとともに、マスコミ等の対応もできる体制を整えること。

３．その他の対応

①事故が軽微で、運行が継続される場合は当該運転手が運行を終了した際に、文書にて報告させること。

②安全統括管理者が中心となり対応を進めていくが、必ず経過を社長に対して報告すること。